

令和7年度弘前市会計年度任用職員(保健師)募集要項

弘前市国民健康保険の保健事業に従事する会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (保健師)	【雇入れ時】 ・特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防に係る個別訪問指導業務 ・その他所属長が定める事務等 【変更の範囲】 変更無し	1人	採用決定後 協議により 決定

2 応募資格

- ・地方公務員法第16条の欠格条項(次のアからウ)に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・保健師の資格を有していること
- ・普通自動車運転免許を取得していること(公用車を使用して個別訪問指導の外勤があります)。

3 雇用期間 採用日から令和8年3月31日まで。

以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり(ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回(令和9年度)まで)。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
国保年金課	【雇入れ時】 弘前市役所 (弘前市大字上白銀町1番地1) 【変更の範囲】 変更無し	休日：土曜日、日曜日、祝日法に定める祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日) 勤務時間：週30時間勤務(9:00～15:45) 業務の都合上、月に1・2日程度、7:30～14:15の勤務時間となる日があります。 休憩時間：45分 休日勤務：有 時間外勤務：有

5 休暇

- (1) 年次有給休暇：任用時に、雇用期間に応じた日数を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
- (2) その他の休暇（取得条件あり）：
 - ・有給（病気休暇、忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
 - ・無給（療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊産疾病休暇、育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

6 給与等

- (1) 給料／報酬 月額 193,083 円～ 200,129 円
※給料／報酬の額は保健師としての職務経験を考慮し決定。再度の任用時に報酬が加算となる場合があります。
※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。
- (2) 通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道 2km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定率（1 か月当たり月額 150,000 円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内）
- (3) 期末・勤勉手当 6 月と 12 月に関係規定に基づき支給
（在職期間や勤務成績等に応じて増減あり）
- (4) 給与締切日 月末締め
- (5) 給与支払日 当月 21 日

7 社会保険等 社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。

8 応募方法 次の書類を全て、弘前市国保年金課 国保健康事業係（〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1 弘前市役所・市民防災館 1 階）へ持参または郵送により提出してください。

- (1) 履歴書 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機等）を記入し、顔写真を貼付してください
- (2) 保健師免許証の写し
- (3) 運転免許証の写し

9 受付期間 随時受付します。

※随時受付のため、申込時点で採用者が決定している可能性がありますのでご了承ください。

※郵送による場合は、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きしてください。

10 選考方法 個人面接を実施し、採用者を決定します。詳細は応募者に別途連絡します。

11 服務 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

12 その他

営利企業への従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、行う場合には届出が必要となります。内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。また、届出なく兼業を行った場合や、兼業の内容によっては懲戒処分の対象となる場合があります。

13 問い合わせ先 雇用条件について：人事課人事研修係（電話：0172-35-1119）
業務内容について：国保年金課国保健康事業係（電話：0172-35-1116）